

議 会 資 料	議案第 39 号
市 民 課	

志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）」が令和8年6月14日に施行されることに伴い、「志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例」に規定されている条文についても、併せて改正を行う必要があるため改正します。

2. 改正する条例の要点

「志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例」第12条に規定する、民間端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付（コンビニ交付という。以下同じ。）において使用できるものとして、同条第1号に特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加する一部改正を行います。

3. 改正による効果等

「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）」との適合性が図れ、コンビニ交付において、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用することが可能になります。

志摩市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成16年志摩市条例第11号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第12条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者で、次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、民間端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u></p>	<p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第12条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者で、次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、民間端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2</p>

(2) (略)

第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)

(2) (略)